

会計・監査 Report

July 2018

vol. 16

2019年3月期第1四半期決算における留意事項

2019年3月期第1四半期決算における留意事項としては、2018年3月期決算と同様に、2016年4月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けて、四半期報告書の記載事項の改正が行われたという点があげられます。

この他、2019年3月期より適用される会計基準として、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」や「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」があります。

本稿では、これらのうち、特に多くの会社の影響があると考えられる四半期報告書の記載事項の改正に関する論点及び「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を中心に解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

I. 四半期報告書の改正点

政府の成長戦略「日本再興戦略」において、持続的な企業価値の向上のための企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、企業の情報開示について統合的な開示のあり方を検討することが示されていました。それを受けて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで検討が行われ、2016年4月18日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」が公表されました。

同報告では、決算短信、事業報告・計算書類及び有価証券報告書等について、現在の開示制度を見直すことが提言されており、2017年3月期決算においては、決算短信の様式の見直しや、有価証券報告書において「経営方針」を記載する改正が行われ、2018年3月期決算においては、①非財務情報の開示の充実、②開示内容の整理・共通化・合理化、③より適切な株主総会の日程の設定を容易にするための見直し、という3つの観点から有価証券報告書の記載事項を改正すべく、企業内容等の開示に関する内閣府令が2018年1月26日に改正されました。この有価証券報告書の記載事項の改正にあわせて、四半期報告書に関連する規定も改正が行われています。

1. 改正の内容

(1) 事業の状況

2018年3月期の有価証券報告書の改正点として、経営者の視点による分析を充実させるという目的から、「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合した上で、記載内容の整理を行う改正が行われました。

2019年3月期の四半期報告書においても、同様の趣旨による改正が行われています。具体的には下表のように、経営者の視点による経営成績等に関する分析・検討内容を記載することとされ、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載箇所が「事業等のリスク」の後となり、「経営者による」という文言が追加されました。

改正前	改正後
第2【事業の状況】	第2【事業の状況】
1 事業等のリスク	1 事業等のリスク
2 経営上の重要な契約等	2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3 経営上の重要な契約等

(2) 株式等の状況

2018年3月期の有価証券報告書の改正点として、新株予約権等の記載に関して重複している開示を統合して記載を合理化する目的で、項目の統合や様式における表の撤廃などの改正が行われました。

2019年3月期の四半期報告書においても、同様の趣旨による改正が行われています。具体的には、下表のように新株予約権等の項目の統合が行われたほか、新株予約権等の状況の様式として定められていた表も撤廃されました。したがって、いわゆる買収防衛策の一環として、当四半期会計期間に新株予約権を発行した場合には、従来「ライツプランの内容」に記載が求められていましたが、改正後は、「その他の新株予約権等の状況」に記載することとされました。

改正前	改正後
第3【提出会社の状況】 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 (4) ライツプランの内容 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況	第3【提出会社の状況】 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容 ② その他の新株予約権等の状況 (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 大株主の状況 (6) 議決権の状況

(3) 大株主の状況(第2四半期会計期間のみ)

2018年3月期の有価証券報告書の改正と同様、「大株主の状況」における株式の所有割合について、事業報告における取扱いに統一し、四半期報告書においても、自己株式を控除して算定することとされています。

また、2018年3月期より、株主総会日程の柔軟化を目的として、有価証券報告書及び事業報告の大株主の状況の記載時点は、事業年度末から議決権行使基準日に変更するとして改正が行われました。

一方、四半期報告書においては、四半期会計期間の末日現在の状況を記載するとされており、改正は行われていません。

2. 適用時期

四半期報告書の記載事項に関する改正は、2018年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書から適用されます。

Ⅱ. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」

2018年2月16日に公表された「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」は、表示区分及び注記の改正に限り、2018年3月期以降早期適用可能でしたが、2019年3月期からは会計処理に関する改正も含めすべて適用することが必要とされています。

主な改正内容は、「会計・監査Report vol.14」で解説していますが、以下では、同会計基準を当第1四半期より適用したという前提で、四半期報告書に影響を与える事項として、表示区分に係る改正及び会計処理に関する改正について解説していきます。

1. 表示区分の改正

従来、繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産及び負債の分類に基づいて、流動資産と投資その他の資産、または流動負債と固定負債とに区分して表示するものとされていました。しかし、改正後は、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することとされました。

この改正に伴い、四半期報告書上、以下の対応が必要となるものと考えられます。

(1) 表示の組替え

前連結会計年度において、流動資産の区分に繰延税金資産が計上されている場合、または、流動負債の区分に繰延税金負債が計上されている場合、新たな表示方法に従って、四半期連結財務諸表の組替えが必要になります。

その際、単純に、流動から固定へ振り替えるのではなく、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債をそれぞれ相殺したうえで、振替処理を行うことに留意が必要です。

(2) 追加情報の記載

新たな表示方法に従って四半期連結財務諸表の組替えを行った場合、追加情報として、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を当第1四半期連結会計期間から適用している旨、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している旨の記載をすることが考えられます。

これは、本来、当該組替えは、表示方法の変更に該当するものの、四半期報告書上は、表示方法の注記が求められていないため、財務諸表利用者の理解に資する目的で、追加情報として記載することが適切であるとの考えによるものです。

(3) 主要な経営指標等の推移

この表示区分の改正により、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺する金額が増加し、総資産の金額に影響を与える可能性があります。

これに伴い、【主要な経営指標等の推移】において、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等(総資産及び自己資本比率)を変更している場合は、脚注として、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている旨を記載することが考えられます。

(4) 四半期特有の会計処理を適用している場合

本改正に伴い、「四半期財務諸表に関する会計基準」も修正され、四半期特有の会計処理により見積実効税率を用いる場合、税金費用の相手勘定が貸方残高の場合は、「未払法人税等その他適当な科目により流動負債」として、従来と同じ流動区分で表示することとされていますが、借方残高の場合は、「繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産」として、従来と異なり固定区分で表示することとされていますので、留意が必要です。

2. 会計処理の改正

会計処理の改正の概要は以下のとおりです。

	従来	改正後
税効果適用指針	個別財務諸表における子会社及び関連会社株式に係る将来加算一時差異について、一律繰延税金負債を計上	連結財務諸表における取扱いにあわせ、親会社等がその投資の売却等を自ら決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間にその売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上
回収可能性適用指針	(分類1)に該当する企業においては、繰延税金資産の全額について回収可能性がある	(分類1)に該当する企業においては、「原則として、」繰延税金資産の全額について回収可能性がある

上記の改正適用指針の定めを適用することによって、これまでの会計処理と異なることとなる場合は、会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされていますので、留意が必要です。

なお、上表の税効果適用指針の改正は、個別財務諸表に係る会計処理の改正ですが、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式に係る将来加算一時差異について繰延税金負債を計上していた企業で、連結財務諸表上も繰延税金負債を取り崩すことなく計上していた企業は、四半期連結財務諸表においても影響があるものと考えられますので留意が必要です。

Ⅲ. その他の会計基準等の改正

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の他、2019年3月期から適用される、または、早期適用が可能となる会計基準は以下のとおりです。本解説では、これらの会計基準等の詳細な解説は行いませんが、適用した場合の四半期報告書の開示において、以下の対応が必要になります。なお、下表 i) 及び ii) に関する会計基準の概要等については、「会計・監査Report vol.14」をご参照ください。

	会計基準等	公表日	適用時期
i)	実務対応報告第36号 「従業員等に対して権利確定条件付き新株予約権を付与する取引に関する取扱い」	2018年1月12日	原則適用
ii)	実務対応報告第38号 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」	2018年3月14日	原則適用
iii)	企業会計基準第29号 「収益認識に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第30号 「収益認識に関する会計基準の適用指針」	2018年3月30日	早期適用可

i) 「従業員等に対して権利確定条件付き新株予約権を付与する取引に関する取扱い」

実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」を適用して、適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合及び同実務対応報告第10項(3)に定める経過的な取扱いに従って、従来採用していた会計処理を継続する場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされていますので、留意が必要です。

また、同実務対応報告の公表日以後に、初めて、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が行われることにより、従業員等に権利確定条件付き有償新株予約権が付与され、同実務対応報告を適用する場合、新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用に該当し、「会計方針の変更」ではなく「追加情報」で記載することが考えられます。

ii) 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」は、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的として公表されたものです。

同実務対応報告では、仮想通貨交換業者または仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示する旨が定められています。

iii) 「収益認識に関する会計基準」等

2019年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」等を早期適用することが可能とされています。

早期適用をした場合、四半期報告書の開示において、以下の対応が必要です。

① 貸借対照表の表示科目

企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債または債権を適切な科目をもって四半期連結貸借対照表に表示することとされています。ただし、同会計基準第88項において、早期適用の場合には、契約資産と債権を四半期連結貸借対照表において区

分表示しないことができるものとされています。

② 損益計算書の表示科目

実務において現在用いられている売上高、売上収益、営業収益等の科目を継続して用いることができるものとされています。

③ 会計方針の変更

本会計基準等の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当し、以下のいずれかの方法により適用することとされています。

(ア) 原則的な取扱いに従って、過去の期間のすべてに遡及適用する方法

(イ) 適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、期首残高から新たな会計方針を適用する方法

(ア)の方法によった場合、比較情報として表示される前期の財務諸表も、新たな会計方針を遡及適用して組み替えたものを表示する必要があります。

また、会計方針の変更の注記については、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として、以下の事項の注記が必要と考えられます。

- 会計基準等の名称
- 会計方針の変更の内容(当該会計基準第85項に定める負担軽減のための経過措置を適用した場合にはその内容)
- 税金等調整前四半期純利益に対する前年同四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 前連結会計年度の期首の利益剰余金に反映された遡及適用の累積的影響額

(イ)の方法によった場合、比較情報として表示される前期の四半期連結財務諸表は、組み替えずにそのまま表示することとなります。

また、会計方針の変更の注記については、会計基準等の改正に伴う会計方針として、以下の事項の注記が必要と考えられます。

- 会計基準等の名称
- 会計方針の変更の内容
- 経過措置に従って会計処理を行った旨及び経過措置の概要(当該会計基準第86項に定める負担軽減のための経過措置を適用した場合にはその内容)
- 当四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映された累積的影響額

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 高橋 康之

text : yasuyuki takahashi